

第2回 道路交通法の在り方に関する検討ワーキンググループ 議事概要

1. 開催日時等

- ・開催日時：平成30年6月18日（月）13：30～15：30
- ・開催場所：合同庁舎2号館地下1階警察庁第7会議室

・出席委員等

中央大学大学院法務研究科教授 藤原静雄（座長）

早稲田大学名誉教授 石田敏郎

公益社団法人被害者支援都民センター理事 大久保恵美子

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 鹿野菜穂子

首都大学東京法科大学院教授 木村光江

一般社団法人日本自動車工業会自動運転検討会主査 横山利夫

警察庁交通局交通企画課長

警察庁長官官房参事官（高度道路交通政策担当）

警察庁交通局交通企画課自動運転企画室長

警察庁交通局交通企画課理事官

警察庁交通局交通企画課課長補佐

警察庁交通局交通指導課課長補佐 【代理出席】

警察庁交通局交通規制課課長補佐

警察庁交通局運転免許課課長補佐 【代理出席】

・オブザーバー

法務省刑事局刑事課参事官 【代理出席】

外務省国際協力局専門機関室長

国土交通省自動車局技術政策課国際業務室長

2. 議事進行

2.1. 開会

※事務局より開会を宣言。

2.2. 討議

自家用の自動運転車について討議した。各委員からの主な意見等については、次のとおり。

- ・ 安全確保上、自動運転モードが発動される前に、確実に運転者の意思の確認がなされ、発動中は運転者の操作によりいつでも自動運転モードの停止ができる必要がある。
- ・ 開発側でも上記意見のとおり考えており、例えば、運転者がハンドルから一定程度手を離せば自動運転モードが発動し、ハンドルをしっかりと握ったりブレーキペダルを操作したりすれば自動運転モードが切れるといった設計を考えている。自動運転モード中か否かは確実に運転者が直感的に分かるように表示することを考えている。
- ・ 2020年頃の実用化を目指した自動運転車については、技術的に自動運転モードでは実現困難な運転操作に係る義務がある。緊急自動車優先義務がその代表例である。
- ・ 道路交通法上の義務は安全確保のためのものであり、自動運転車について法的な安全確保のレベルを今より下げるわけにはいかない。法的な義務を誰も負わない状態とすべきではない。
- ・ レベル3では、あくまで車内に運転引継ぎに備えた状態の運転者がいることが前提であり、レベル4以上の自動運転とは一線を画す。運転者が意思をもって自動運転モードを発動させる以上、不具合が生じた場合には何らかの義務・責任があることを自覚して使うべきではないか。
- ・ 自動運転モード中に、運転者が異常に気が付いているのに放っておいて事故が発生したということになれば、やはり運転者の責任はあるのではないか。
- ・ 自動運転モード中の運転者の義務は、車両の安全性の法的な担保、その背景にある行政上の義務、民事・刑事上の責任等とも密接に関連すると考えられる。こうしたものがどのように整理されるかについても留意しつつ議論する必要がある。
- ・ 自動運転となると、ますます責任の所在が複雑となる。事故原因の早期解明のためにも、走行データの保存を全ての自動運転車に求めるべきではないか。
- ・ 事故時の責任が不明確となると、自動運転車は社会に受け入れられないのではないか。責任の所在の明確化に長時間を要することとなれば、被害者を更に苦しめることになる。それだけはあってはならない。

2.3. 閉会

(以上)